

鈴鹿市上下水道局告示第1号

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成7年鈴鹿市条例第39号）第7条の2第1項の規定に基づき、排水区域内において賦課対象区域の区域外から本市の公共下水道に汚水を流入させるため徵収区域を次のとおり定め、及び告示する。

令和8年1月13日

鈴鹿市上下水道事業管理者 涩 美 良 雄

徵収区域

鈴鹿市桜島町六丁目16番3